

基礎科学研究活動の規制除外

米満啓

1. 今回の主役

表題の規制除外、我が国法令では《貿易外省令》の9条2項十号で、ワッセナー・アレンジメント（WA）では General Technology Note で定められています。（詳しくは第2節で） 今回の主役は、この除外特例に関する経産省サイトの Q&A です。

「技術関連 Q&A」より

▼Q 4 6:質問 2013/2/1

大学の研究室で基礎科学についての研究活動をおこなっていますが、このような研究活動に際して外為令の別表で規制されているような特定の貨物の使用技術を留学生や研究員に教える場合、外為法上の許可は必要になるのでしょうか。

▲A 4 6:回答

基礎科学分野の研究活動の一環として、外為法の規制対象貨物の使用に関する技術等がどうしても必要になるようなケースは十分に考えられます。このようなケースにおいて、必要最小限の範囲で使用される機器等の使用に関する技術等を提供することを目的とする取引については、「基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引」に該当するものと考えられ、外為法上の許可は必要ないものと解されます。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda25.html>

法令上の根拠規定は第2節を参照下さい。

恐らくこれを受けてでしょうが、CISTEC も次のような e ラーニング例題を掲示しています。

【問】 東京にある X 大学院では、来日 4 ヶ月のフィリピン人留学生 Y から、数学の難問であるリーマン予想の研究に使用したいので、同大学院が所有しているスーパーコンピュータの操作マニュアル（外為令別表の 8 の項に該当する場合）を貸してほしいと要請を受けた。X 大学院が、フィリピン人留学生 Y に当該操作マニュアルを貸し出す場合、役務取引許可は、不要である。

【模範解答】 ○

【解説】 数学の難問であるリーマン予想の研究は、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動です。理論的又は実験的方法により行うもので、特定の製品の設計又は製造を目的としていませんので、基礎科学分野の研究活動にあたります。https://www.sto.cistec.or.jp/free/nintei/2024Ad-V1/html_data/frame_stcad_06.htm

この例題、「日本でフィリピン人留学生に貸与」という設定なので、違和感なく受け入れる方が多いかと思います。しかし「中国の共同研究先に送付」のケースでも違和感ありませんか？ 要するに私は「**動機・目的だけで規制外にしてよいのだろうか**」と疑問に思うのです。

細かく言うと第 1 に、世に規制除外規定は数々あるものの「**動機・目的だけで規制外**」というものは見た記憶がありません。詳しくは第 3 節で述べます。

第 2 には、「なぜ技術だけが規制外になるのか」「なぜ貨物には恩恵がないのか」ということです。もちろん私も、技術規制外規定のルーツが国際レジームの General Technology Note にあることも、「貨物には相当する国際レジーム規定がない」ことも知っています。でもそれってアンバランスだと思いませんか？ この問題は第 4 節で扱います。

なお、米国では「基礎研究目的だったら即規制外」という運用は行われていません。詳しくは第 5 節で説明します。

2. 根拠規定

まずは日本の規定から。

《外為令》17条3項

法第25条第3項第一号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について同条第1項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

《外為令》17条4項

法第25条第3項第二号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について第2項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

《貿易外省令》9条2項

令第17条第3項及び第4項に規定する経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

（中略）

十 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

《役務通達》(3)用語の解釈

ク 基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

次にワッセナー・アレンジメント（WA）

GENERAL TECHNOLOGY NOTE（抜粋）

Controls do not apply to "technology" "in the public domain", to "basic scientific research" or to the minimum necessary information for patent applications.

Definitions（抜粋）

"Basic scientific research"

Experimental or theoretical work undertaken principally to acquire new knowledge of the fundamental principles of phenomena or observable facts, not primarily directed towards a specific practical aim or objective.

日本の規定条文が国際レジームと整合していることは、上記から確認できます。

それでも私は、冒頭のQ&Aには違和感が残ります。詳しくは次節以降で説明します。

3. 「動機・目的だけで規制外」なんて見たことがない

動機・目的が基礎研究活動だったら「自動的に規制外」でいいのでしょうか？ それがどんな内容の技術であっても、またどんな場面であっても、安全保障上の心配はないのでしょうか？

《貿易外省令》9条2項には様々な規制除外パターンが登場するので、それらとの対比で見比べてみましょう。

<p>九号 公知技術の提供取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に公知になった技術情報であれば、安全保障上の心配がないことは明らか。 ・雑誌投稿のような「公知にするための提供」も、しばらくの後には当該技術が公知になっているのだから、上記に準じて考えることができる。細かく言えば、雑誌編集部又は査読者がその投稿をボツにした上で流用する可能性はゼロでないが、そのような悪徳雑誌はレアケースと見てよいのではないか。(なお EAR § 734.7(a)(5)の記述は“with the intention that such information will be made publicly available if accepted for publication or presentation.”≒「受理されたら公開されるものという意図・認識のもとに」。つまり「受理後、ボツにした上で情報を転用」の展開は考えなくてよい、としている)
<p>十一号 工業所有権の出願・登録のための提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記九号の「公知にするための提供」と大筋同じ。
<p>十二号 貨物輸出に附随する必要最小限の使用（プログラム以外の）技術提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該貨物輸出が合法的（安全保障上問題ない）なものである以上、必要最小限の使用技術は所詮「その貨物を使えるようにする」だけのもので懸念性ない。
<p>十三号 プログラムの提供に付随する使用技術の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記十二号と大筋同じ。
<p>十四号イ 大量市販品プログラムの提供（暗号プログラム以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他ルートで容易に入手可能なものなので、敢えて規制する意義なし。
<p>十四号ハ 貨物輸出に附随する専用プログラムの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記十二号と大筋同じ。
<p>十四号ニ 許可取得したプログラムの不具合対策プログラムの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明省略（懸念性ないことは明らかなので）
<p>十四号ホ 貨物輸出に附随する必要最小限の使用プログラムの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記十二号と大筋同じ。
<p>十四号ヘ プログラム提供取引に附随する必要最小限の使用プログラムの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記十二号と大筋同じ。

上表の特例は、対象取引の終了後、当該技術が悪用される懸念性が比較的小さい点が共通しています。それが背景にあつての規制除外といえるのではないかと思います。

これに対して十号を、「基礎科学研究目的での提供なら何でも OK」とすると、その研究プロジェクト自体に懸念性がないとしても、プロジェクト終了後の心配が残ります。まして技術は貨物と違って使っても減ることがありません。ひとたび渡したら、どこまでも独り歩きしてしまう可能性があるのです。

4. なぜ技術だけが規制外になるのか？

もし「基礎科学研究目的の技術は提供 OK」というのなら、なぜ貨物の場合にその恩恵が与えられないのでしょうか？

貨物の場合も、リクツは同じ筈ではありませんか？

また前節でも触れたように、技術は「使ったら減る（又は消耗する）」ものではありませんから、その研究プロジェクト終了後に悪用される不安は、貨物の場合より大きいでしょう。

不安がより大きい技術提供に対して規制外の特例があり、不安のより小さい貨物の場合にそれがないことをどう説明すればよいのでしょうか？

「技術がより心配」ということは「官民対話スキーム」の趣旨説明の中でも強調されています。(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/251114_kanmintaiwa-gaiyo.pdf)

外為法に基づく技術管理強化のための官民対話スキーム

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。

それにもかかわらず、技術の場合だけ「基礎科学研究目的の提供 OK」とするのは、単に「技術についてはそれらしき規定が既に存在するから」「貨物にはそういう規定がないから」と言っているのと同じだと私は考えます。それはリクツや合理性に一切目を向けることのない、一種の思考停止と言えらると思います。如何でしょうか？

5. EAR の規定ぶり

基礎研究活動の規制除外規定は § 734.8。

§ 734.8 “Technology” or “software” that arises during, or results from, fundamental research.

(a) Fundamental research. “Technology” or “software” that arises during, or results from, fundamental research and is intended to be published is not subject to the EAR.

Note 1 to paragraph (a):

This paragraph does not apply to “technology” or “software” subject to the EAR that is released to conduct fundamental research. (See § 734.7(a)(5)(ii) for information released to researchers that is “published.”)

ポイントは 2 本の下線部です。

まず甲では、規制除外の対象を、基礎研究活動からのアウトプットと述べています。

乙は、基礎研究活動のためのインプットは規制除外の適用外と述べています。

米国流には合理性がある、冒頭の Q&A46 番には合理性がない。と私は思います。

ところでこの 46 番、私は CISTEC の役務分科会で見ている筈なのです。当時、経産省から分科会へ、Q&A 原稿のチェック依頼があったように思いますから。しかるに私には何の印象も残っていません。(ボーッとしていて気づかなかったのでしょうかね)

今になって異論を唱えるのはまことにバツが悪いことだと、自分でも思っております。まあここは「過ちを革むるに憚ること勿れ」、「君子は豹変す」として御容赦願います。